

川崎認定保育園における保育の質の向上に向けた取組について

川崎認定保育園の現状と課題

川崎認定保育園とは

市が定めた一定の要件に基づき市長が認定し、運営費を助成する本市独自の認可外保育事業

《運営基準》

類型	保育士配置基準	保育室面積基準		給食提供	開所時間
認可外	1/3以上	乳幼児	1.65㎡以上	外部搬入・弁当も可	規定なし
A型	2/3以上	0・1歳	3.3㎡以上	自園調理	7:00～20:00
B型	1/2以上	2歳以上	1.98㎡以上	外部搬入・弁当も可	11時間以上

《保育料補助》

認可保育所と比較して高額となる保護者負担の軽減と川崎認定保育園の利用促進を図るため保育料補助を実施（保護者への直接支給）

年齢	補助金額
3歳未満児	所得により月額10,000円又は20,000円
3歳以上児	一律月額5,000円

《利用状況》

	施設数（※）	利用児童数	うち認可保育所の申込みをしていない人数
平成25年4月	91施設	2,391人	1,553人
平成26年4月	114施設	3,163人	2,168人
平成27年4月	126施設	3,829人	2,773人
2年間の伸び	35施設	1,438人	1,220人

※「川崎市認可外保育施設再構築基本方針」（平成25年1月策定）に基づき、「かわさき保育室」「川崎市認定保育園」を段階的に「川崎認定保育園」に移行させ、平成27年4月から一元化

待機児童解消に向け、川崎認定保育園の積極的活用（区窓口でも情報提供）

【今後の課題】

川崎認定保育園は、保育需要が高まる状況下、待機児童解消を継続していくため、保育受入れ枠の対応施策として積極的に活用していることを踏まえ、保護者が安心し、さらには満足して利用できるよう保育の質の向上に向けた支援の充実に努める必要があります。

保育の質の向上に向けた取組

1 最低基準（認可外保育施設指導監督基準）の遵守

保育課に9人の民間保育施設指導員（非常勤）を配置し、定期的な訪問による運営支援と国が定める認可外保育施設指導監督基準に基づき年1回の立入調査を実施

2 保育内容に対する実践的な支援（公営保育所の機能の活用）

各区において地域の子育て支援・民間保育所等への支援・人材育成の3つの機能を強化する公営保育所を3か所選定し、身近な地域の中で、実践的な知識や保育技術について、民間施設と共有することにより、市全体の保育施設の質の向上を図る。

平成25年度 川崎区・宮前区で先行モデル実施

平成26年度～ 全区で実施

●運営支援

公営保育所が保有する設備等の活用	園庭開放、プール開放、遊具の貸し出し
園児・職員の交流	園児作品展の開催、合同防災訓練、行事交流、年長児交流
連携会議	園長・主任・年長児担当、看護師、栄養士、幼保小連携
講師派遣	保育士・看護師・栄養士を施設へ派遣・交流

●人材育成

公開保育	日常の保育活動を公開し、意見交換
事例検討研修	保育場面における事例を基に意見交換・検討
職員研修	保育、子どもの人権・虐待、防災・危機管理、救命救急

3 川崎認定保育園の自主的な取組（自己評価の実施）による質の向上（平成27年度～）

各施設が主体的に自らの保育を振り返り、さらなる質の向上に向けた取組が行われるよう、客観的な指標（望ましい水準）として「川崎認定保育園における自己評価のガイドライン」を策定し、自己評価の実施を推奨する。

《策定にあたってのコンセプト》

- ①保育所保育指針に基づいた内容であること。
- ②自らの保育の確認や振り返りができるように、評価項目（設問）が具体的であること。
- ③評価項目に解説を掲載し、望ましい水準について確認できること。

★導入に際しては、研修会を開催し、また、取組状況については、定期訪問の際に確認する。